

## 通年議会（1会期制）の導入について（運用方針）

### 1 会期及び集中審議期間について

#### （1）会期の設定等

- ア 定例会の回数を毎年4回から毎年1回とする旨の条例改正（ただし、26年は2回）を行う。
- イ 会期は、4月中下旬から翌年3月までを基本とする。ただし、会期の始期については、改選後は5月からとし、終期については、改選前は3月下旬、改選前以外は引き続き検討する。
- ウ 4月（改選後は5月）に、招集本会議を開会し、会期を決定する。

#### （2）集中審議期間の設定等

- ア 現行の各定例会と同様に1年間の会期中に4回（おおむね5月、9月～10月、11月～12月、2月～3月）、これまでの定例会に相当する集中審議期間（以下「集中審議期間」という。）を設ける。
- イ 各集中審議期間中の審議・審査（本会議、委員会等）日程は現行の会期日程を基本とする。
- ウ 各審議日程案については、現行と同様、各集中審議期間の最終日に次の集中審議期間を確認する。

### 2 集中審議期間外における本会議等の開催（臨時審議期間）について

#### （1）開催日程、案件の処理等

- ア これまで臨時会を開いて審議していた、補正予算等の審議の必要が生じた場合は、これまでの臨時会と同様に日程の調整及び編成を行うこととする。
- イ 現在の専決処分案件等、集中審議期間外で審議等の必要のある案件が生じた場合の本会議・委員会等の開催日程は、これまでの臨時会と同様に、市会運営委員会等で対応し、効率的な審議を行うことを基本に、柔軟に調整する。
- ウ 原則として委員会付託を行い処理する。ただし、委員会付託を省略するときは、市会運営委員会において協議する。

### 3 議案の提出等について

#### （1）長提出議案の提出時期

各審議期間の1週間前に長から議案の事前送付を受け、議案熟読期間を経て、本会議初日において提出、上程することを基本とする。

#### （2）議員提出議案

- ア 政策提案条例案については、長提出議案と同様の取扱いを基本とする。
- イ 意見書・決議案については、現在の取扱いと同様に集中審議期間の最終本会議の開議日を提出日とし、同日の本会議で議決することを基本とする。
- ウ 会議規則の改正など市会運営委員会提出議案等については、現行と同様に必要の都度処理することを基本とする。

#### （3）一事不再議について

既に議決されたものと同一の事件については、新しい集中審議期間の到来によりおのずと事情変更があったものとみなし、提出等が可能となるよう取り扱うものとする。

## 4 委員会関係

### (1) 任期

常任委員，市会運営委員の任期は，現行の委員会条例に規定している「選任の日から翌年において最初に招集される定例会の閉会の日まで」のおおむね1年とするよう運用し，委員会条例の規定を改正する。

### (2) 各審議期間外の常任委員会の開会日

ア 現行の閉会中における常任委員会の開会日に係る申合せ（開会曜日）及び各委員会での確認事項（第2，第4週）を基本に開会するものとする。

イ 委員会要綱に，市会の招集告示後は開会をできるだけ避ける旨定めていることを踏まえ，各審議期間の議案発送日（本会議初日の7日前）以降の開会は，議員会等が予定されているため，常任委員会の開会を避ける等，これまでと同様の取扱いとする。

ウ 常任委員改選後の第1回目の常任委員会の審査は，新たな会期の初日の本会議以後に行うものとする。

## 5 請願・陳情の取扱いについて

### (1) 受理，付託等

ア 各審議期間外（現在の閉会中）に提出された請願（陳情）は随時受理し，これまでと同様，直近の本会議3日前に受理したものについて文書表を作成し，当該本会議で付託（回付）する。

イ 本会議を開かない予定期間が長い5月の集中審議期間終了後に受理した請願（陳情）を，委員会付託（回付）し審査する機会を設けるため，受理した請願（陳情）がある場合は，市会運営委員会での協議を経て，これらを委員会付託（回付）するための本会議を7月に開くものとする。

## 6 執行機関との関係

### (1) 市会説明員の本会議への出席

集中審議期間外に開催される本会議については，これまでと同様に，審議案件に関連する市会説明員に限定して出席を求めることができる。

### (2) その他配慮事項

執行機関の行事や式典等の日程は，会期中は市会日程を最優先するよう求めていたが，集中審議期間外は，従来の閉会中と同様に，委員会等の開会日を配慮して行事等の日程を予定しても差し支えないものとする。

ただし，臨時審議期間に本会議を開き審議する必要がある場合は，市会日程を優先するよう調整を求めるものとする。

# 平成26年度から京都市会は「通年議会」を導入します！



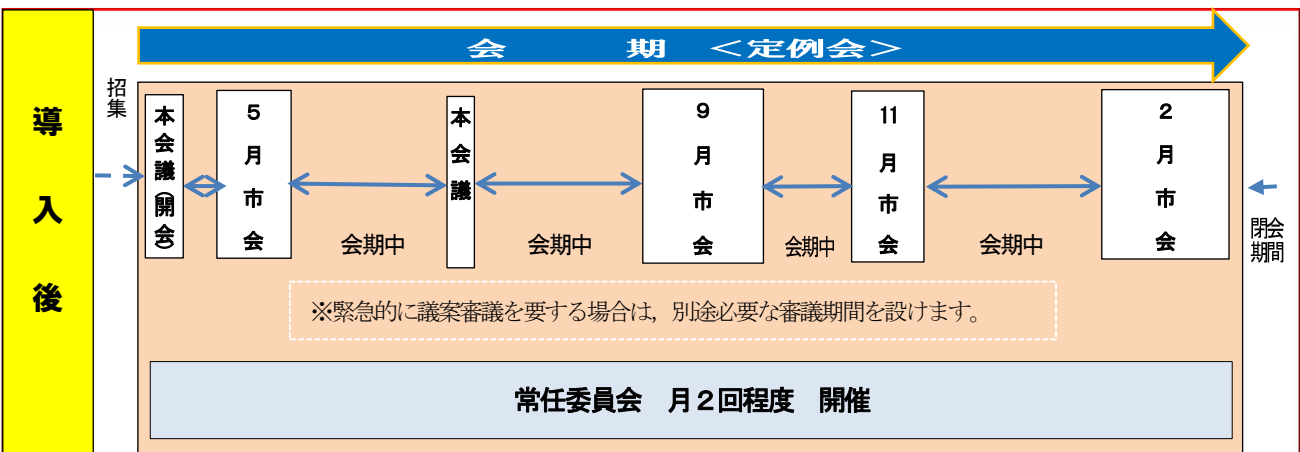
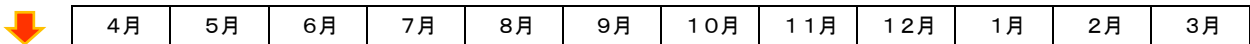
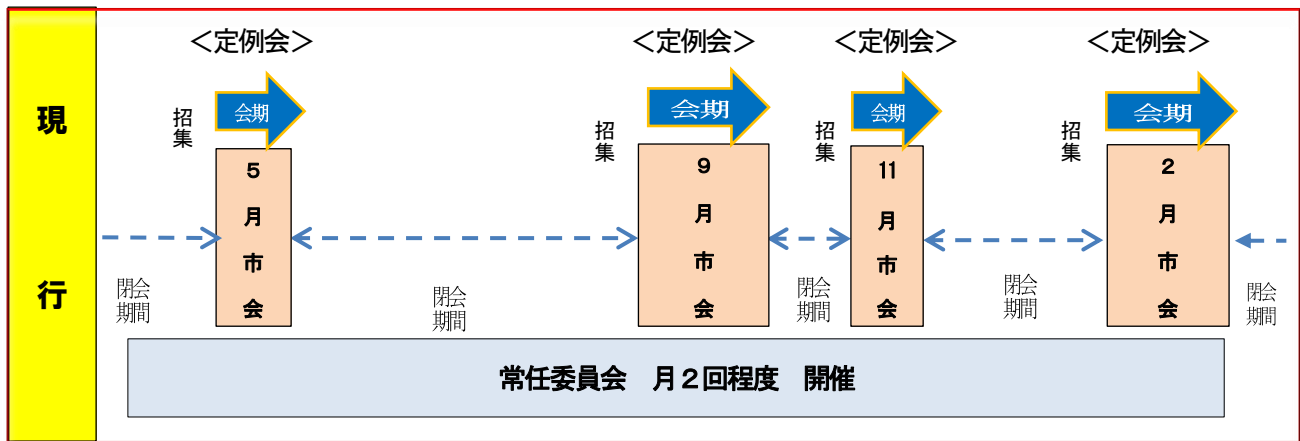
市会  
マスコット  
キャラクター  
「またきち」

京都市会では、これまで年4回としていた定例会の回数を年1回に改め、会期をおおむね1年とする「通年議会」を平成26年度から導入します。

## 市会の権能、活動能力がアップ！

- 1 定例会を年4回とする現在の4会期制では、定例会ごとに市長の招集を受け、市会においてその審議に必要な会期を定めていましたが、定例会の招集回数を1回とし会期をおおむね1年と定めることで、これまでの閉会中も含め、法的に活動能力を持つこととなります。これにより、**ほぼ1年間、市会の権限で本会議の開催**ができ、災害等の突発的事案や緊急性のある課題で審議の必要がある場合などに速やかな対応が可能となります。
- 2 これまで、閉会中に市長が専決処分（地方自治法第179条）により処理していた予算や条例等について、会期中となることで、**市会の議決を経て執行されるようになり、市会の権能が高まります。**
- 3 5月市会閉会後に提出された請願等は、9月まで本会議の招集がなければ審議できませんでしたが、このような場合に、受理した**請願等を委員会で審査できるようにするための本会議を7月に開くことで速やかに審議ができるようになります。**

## 会期のイメージ



※ 常任委員会については、通年議会移行後も月2回程度開催するなど、引き続き活性化に努めていきます。